

会

議

午前10時 0分開議

○議長（竹内清二君） おはようございます。

出席議員が定足数に達しておりますので、会議は成立いたしました。

直ちに本日の会議を開きます。

本日の会議開催に当たり、欠席したい旨の届け出のありました議員は、2番 進士濱美君、8番 鈴木 敬君、12番 森 温繁君であります。

◎委員会報告・質疑・討論・採決

○議長（竹内清二君） 日程により、過日それぞれの常任委員会に付託いたしました議第15号

指定金融機関の指定について、議第16号 字の区域の変更について、議第17号 下田市指定居宅介護支援等に係る事業者の指定に関する基準並びに事業の人員及び運営に関する基準を定める条例の制定について、議第18号 下田市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定について、議第19号 下田市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について、議第20号 下田市子ども医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例の制定について、議第21号 下田市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について、議第22号 下田市国民健康保険診療報酬支払準備基金の設置、管理及び処分に関する条例の全部を改正する条例の制定について、議第23号 下田市後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例の制定について、議第24号 下田市介護保険条例の一部を改正する条例の制定について、議第25号 下田都市計画再開発地区計画武ガ浜地区再開発地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例の一部を改正する条例の制定について、議第26号 下田市営住宅条例の一部を改正する条例の制定について、議第27号 下田市都市公園条例の一部を改正する条例の制定について、議第28号 下田市都市公園の設置基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について、議第29号 下田市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例の制定について、議第30号 平成30年度下田市一般会計予算、議第31号 平成30年度下田市稲梓財産区特別会計予算、議第32号 平成30年度下田市下田駅前広場整備事業特別会計予算、議第33号 平成30年度下田市公共用地取得特別会計予算、議第34号 平成30年度下田市国民健康保険事業特別会計予算、議第35号 平成30年度下田市介護保険特別会計予算、議第36号 平成30年度下田市後期高齢者医療特別会計予算、議第37号 平成30年度

下田市集落排水事業特別会計予算、議第38号 平成30年度下田市下水道事業特別会計予算、議第39号 平成30年度下田市水道事業会計予算、以上25件を一括議題といたします。

これより各常任委員長から所管の委員会における審査の経過と結果について報告を求めます。

まず、産業厚生委員長、橋本智洋君の報告を求めます。

3番 橋本智洋君。

〔産業厚生委員長 橋本智洋君登壇〕

○産業厚生委員長（橋本智洋君） 皆様、おはようございます。

それでは、本委員会に付託された議案は審査の結果、次のとおり議決すべきものと決定したので報告いたします。

1. 議案の名称。

1) 議第17号 下田市指定居宅介護支援等に係る事業者の指定に関する基準並びに事業の人員及び運営に関する基準を定める条例の制定について。

2) 議第21号 下田市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について。

3) 議第22号 下田市国民健康保険診療報酬支払準備基金の設置、管理及び処分に関する条例の全部を改正する条例の制定について。

4) 議第23号 下田市後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例の制定について。

5) 議第24号 下田市介護保険条例の一部を改正する条例の制定について。

6) 議第25号 下田都市計画再開発地区計画武ガ浜地区再開発地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例の一部を改正する条例の制定について。

7) 議第26号 下田市営住宅条例の一部を改正する条例の制定について。

8) 議第27号 下田市都市公園条例の一部を改正する条例の制定について。

9) 議第28号 下田市都市公園の設置基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について。

10) 議第30号 平成30年度下田市一般会計予算（本委員会付託事項）。

11) 議第32号 平成30年度下田市下田駅前広場整備事業特別会計予算。

12) 議第34号 平成30年度下田市国民健康保険事業特別会計予算。

13) 議第35号 平成30年度下田市介護保険特別会計予算。

14) 議第36号 平成30年度下田市後期高齢者医療特別会計予算。

15) 議第37号 平成30年度下田市集落排水事業特別会計予算。

16) 議第38号 平成30年度下田市下水道事業特別会計予算。

17) 議第39号 平成30年度下田市水道事業会計予算。

2. 審査の経過。

3月9日、12日、13日、14日の4日間、第2委員会室において、議案審査のため委員会を開催し、市当局より永井市民保健課長、日吉税務課長、白井建設課長、鈴木環境対策課長、井上総務課長、長谷川産業振興課長、佐々木観光交流課長、鈴木上下水道課長の出席を求め、それぞれの説明を聴取の上、慎重に審査を行った。

あわせて、関係議案にかかわる現地視察を行い、審査に万全を期した。

なお、委員会での各委員の質疑等の発言の要旨は会議録記載のとおりである。

3. 決定及びその理由。

1) 議第17号 下田市指定居宅介護支援等に係る事業者の指定に関する基準並びに事業の人員及び運営に関する基準を定める条例の制定について。

決定、原案可決。

理由、やむを得ないものと認めた。

2) 議第21号 下田市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について。

決定、原案可決。

理由、やむを得ないものと認めた。

3) 議第22号 下田市国民健康保険診療報酬支払準備基金の設置、管理及び処分に関する条例の全部を改正する条例の制定について。

決定、原案可決。

理由、やむを得ないものと認めた。

4) 議第23号 下田市後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例の制定について。

決定、原案可決。

理由、やむを得ないものと認めた。

5) 議第24号 下田市介護保険条例の一部を改正する条例の制定について。

決定、原案可決。

理由、やむを得ないものと認めた。

6) 議第25号 下田都市計画再開発地区計画武ガ浜地区再開発地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例の一部を改正する条例の制定について。

決定、原案可決。

理由、やむを得ないものと認めた。

7) 議第26号 下田市営住宅条例の一部を改正する条例の制定について。

決定、原案可決。

理由、やむを得ないものと認めた。

8) 議第27号 下田市都市公園条例の一部を改正する条例の制定について。

決定、原案可決。

理由、やむを得ないものと認めた。

9) 議第28号 下田市都市公園の設置基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について。

決定、原案可決。

理由、やむを得ないものと認めた。

10) 議第30号 平成30年度下田市一般会計予算（本委員会付託事項）。

決定、原案可決。

理由、やむを得ないものと認めた。

11) 議第32号 平成30年度下田市下田駅前広場整備事業特別会計予算。

決定、原案可決。

理由、やむを得ないものと認めた。

12) 議第34号 平成30年度下田市国民健康保険事業特別会計予算。

決定、原案可決。

理由、やむを得ないものと認めた。

13) 議第35号 平成30年度下田市介護保険特別会計予算。

決定、原案可決。

理由、やむを得ないものと認めた。

14) 議第36号 平成30年度下田市後期高齢者医療特別会計予算。

決定、原案可決。

理由、やむを得ないものと認めた。

15) 議第37号 平成30年度下田市集落排水事業特別会計予算。

決定、原案可決。

理由、やむを得ないものと認めた。

16) 議第38号 平成30年度下田市下水道事業特別会計予算。

決定、原案可決。

理由、やむを得ないものと認めた。

17) 議第39号 平成30年度下田市水道事業会計予算。

決定、原案可決。

理由、やむを得ないものと認めた。

以上でございます。

○議長（竹内清二君） ただいまの産業厚生委員長の報告に対し質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（竹内清二君） 質疑はないものと認めます。

これをもって産業厚生委員長に対する質疑を終わります。

次に、総務文教副委員長、進士為雄君の報告を求めます。

1番 進士為雄君。

〔総務文教副委員長 進士為雄君登壇〕

○総務文教副委員長（進士為雄君） おはようございます。

総務文教委員会審査報告を行いたいと思います。

本委員会に付託された議案は審査の結果、次のとおり議決すべきものと決定したので報告いたします。

記。

1. 議案の名称。

1) 議第15号 指定金融機関の指定について。

2) 議第16号 字の区域の変更について。

3) 議第18号 下田市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定について。

4) 議第19号 下田市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について。

5) 議第20号 下田市子ども医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例の制定について。

6) 議第29号 下田市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例の制定について。

7) 議第30号 平成30年度下田市一般会計予算（本委員会付託事項）。

8) 議第31号 平成30年度下田市稲梓財産区特別会計予算。

9) 議第33号 平成30年度下田市公共用地取得特別会計予算。

- 10) 議第34号 平成30年度下田市国民健康保険事業特別会計予算（人件費）。
- 11) 議第35号 平成30年度下田市介護保険特別会計予算（人件費）。
- 12) 議第36号 平成30年度下田市後期高齢者医療特別会計予算（人件費）。
- 13) 議第38号 平成30年度下田市下水道事業特別会計予算（人件費）。
- 14) 議第39号 平成30年度下田市水道事業会計予算（人件費）。

2. 審査の経過。

3月9日、12日、13日、14日の4日間、第1委員会室において、議案審査のため委員会を開催し、市当局より黒田統合政策課長、土屋福祉事務所長、高野防災安全課長、河井会計管理者兼出納室長、井上総務課長、須田議会事務局長、日吉税務課長、土屋監査委員事務局長、土屋学校教育課長、土屋生涯学習課長の出席を求め、それぞれの説明を聴取の上、慎重に審査を行った。

あわせて、関係議案にかかわる現地視察を行い、審査に万全を期した。

なお、委員会での各委員の質疑等の発言の要旨は会議録記載のとおりである。

3. 決定及びその理由。

- 1) 議第15号 指定金融機関の指定について。

決定、原案可決。

理由、やむを得ないものと認めた。

- 2) 議第16号 字の区域の変更について。

決定、原案可決。

理由、やむを得ないものと認めた。

- 3) 議第18号 下田市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定について。

決定、原案可決。

理由、やむを得ないものと認めた。

- 4) 議第19号 下田市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について。

決定、原案可決。

理由、やむを得ないものと認めた。

- 5) 議第20号 下田市子ども医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例の制定について。

決定、原案可決。

理由、やむを得ないものと認めた。

6) 議第29号 下田市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例の制定について。

決定、原案可決。

理由、やむを得ないものと認めた。

7) 議第30号 平成30年度下田市一般会計予算（本委員会付託事項）。

決定、原案可決。

理由、やむを得ないものと認めた。

8) 議第31号 平成30年度下田市稲梓財産区特別会計予算。

決定、原案可決。

理由、やむを得ないものと認めた。

9) 議第33号 平成30年度下田市公共用地取得特別会計予算。

決定、原案可決。

理由、やむを得ないものと認めた。

10) 議第34号 平成30年度下田市国民健康保険事業特別会計予算（人件費）。

決定、原案可決。

理由、やむを得ないものと認めた。

11) 議第35号 平成30年度下田市介護保険特別会計予算（人件費）。

決定、原案可決。

理由、やむを得ないものと認めた。

12) 議第36号 平成30年度下田市後期高齢者医療特別会計予算（人件費）。

決定、原案可決。

理由、やむを得ないものと認めた。

13) 議第38号 平成30年度下田市下水道事業特別会計予算（人件費）。

決定、原案可決。

理由、やむを得ないものと認めた。

14) 議第39号 平成30年度下田市水道事業会計予算（人件費）。

決定、原案可決。

理由、やむを得ないものと認めた。

以上でございます。

○議長（竹内清二君） ただいまの総務文教副委員長の報告に対し質疑を許します。

13番 沢登英信君。

○13番（沢登英信君） まず、議第19号についてお尋ねをいたします。

私の一般質問におきまして、職員の給与は当然この臨時職員の給与も含めて検討し、改善する必要があると、こういう主張をさせていただいたわけではありますが、この給与条例の改定に伴いまして、臨時職員の待遇について議論がされたかどうか。議論されたとすれば、どういう議論をあわせてしたのかまずお尋ねをしたいと思います。

それから、議第30号の一般会計予算についてでございますが、総務のほうにおきまして、国際観光都市としてこの国際交流を進めていこうと、ニューポートや日ロ友好の交流事業を予算化しているわけでございますが、このニューポートも60周年だというような形で予算化を、負担金をしてあるわけではありますが、この内容についてどのような議論をして、成果をどのように得ようというような方向が定められているのかをお尋ねをしたいと思います。

なお、庁舎の建設に当たりまして、ご案内のように稲生沢中学校隣接地4,500平米だけではなく、稲生沢中学校の一部、体育館や技能室でしょうか、あるいはその敷地も使っていないだと、こういうことでプロポーザルをやろうとしているようですが、敷地を明確に確定しないで、しかも学校が運営されている時期に建設をしようというようなこの計画はやはり欠陥を持っていると、こう言わざるを得ないと思うわけではありますが、この敷地の導入路、国道からの導入も含めて、この事案についてどのようにこれまた議論をし、どこに問題があり、どこに問題がないのかと、どういう議論をされたのかあわせてお尋ねをしたいと思いますところでもあります。

なお、防災につきましては、旧町内の避難ビルがほとんど耐波調査の結果耐え得ないと、こういうことになったわけでもありますので、避難について、この避難ビルにかわるものやそれにかわる措置というのは当然、検討をしてみなければならないと思うわけではありますが、その点についてどのような計画を当局が持ち、皆さんがどのような要望をこの議論の中で出されたのか、出されなかったのか明らかにしていただきたいと思います。

以上です。

○議長（竹内清二君） 委員長。

〔総務文教副委員長 進士為雄君登壇〕

○総務文教副委員長（進士為雄君） まず、議第19号についてですけれども、臨時職員の待遇のお話、その件については議論はありませんでした。

19号の中であったのは、統括管理官ですか、収納の、その6号給とかこども園の園長、副

園長の件です。その等級の件についての議論はありました。ですから、沢登さんの言われる臨時職員の待遇についての議論はありませんでした。

次に、都市交流についての関係ですけれども、ニューポートについての話の中で、今年、若干違うのは、随行についてどうなのかという意見がありました。以前は、随行について学校の先生が子供たちを連れていく意味での随行という観点があって、学校の先生が連れていくのか、連れていかないのかというようなお話の中で、当局はその辺が随行についてはそういう意味ではないような話だったです。

やはり今までどおり子供たちのホームステイを含め、学校の先生がついていくことによって先生の知識の向上やそういうことにもつながるので、そういうもののほうが、以前のやり方のほうがいいんじゃないかというような議論がありました。

序舎については、入り口の問題です。入り口についてどうなのかということがありましたけれども、基本的にはそのプロポーザルで詳細設計が出てきた時点で、再度公安委員会及び関係の土木事務所、県です。県と再度の協議があると。その中で若干危惧されるのは、進入路に対して稲梓方面から来るのは、どうしても道路、信号がありますね、信号から要するに右折するような形になるんじゃないかと、また下田から来る場合は、入り口のところから国道に出ないようにしないと、やはりその辺の交通の安全が保てないんじゃないかと、そのような議論がなされました。

ほかに、防災についての避難ビルですか、避難ビルについての議論はありませんでした。防災についてあったのは、今回設置する耐水槽とか非常用トイレ、その現場を視察した件もありまして、そちらに対する懸念等を含めた議論がなされました。

以上、4点です。

○議長（竹内清二君） 13番 沢登英信君。

○13番（沢登英信君） この職員の給与に関する条例の、やはりこの統括徴収員の設定というのは、恐らく県の職員が6級に、下田に来ていただいてこの事務を担当していただくと、こういうことだろうと思うんですけれども、これはやはり、必要であれば課長職を外部から迎え入れると、こういう姿勢を開くものにもつながっていくと思うんですけれども、こちら辺の議論というのはどういうようにされたのかと。

やはり、この徴収のそういう意味では税務の最高と言ったらいいんでしょうか、責任者に座っていただくというようなこの措置は、やはりきっちりと吟味してその清濁を判断しなきゃならないと、こういう課題を含んでいると思うんですけれども、この点についてどのよう

な認識を委員の皆さんが持たれていたのか、あわせてお尋ねをしたいと。

それから、防災の避難ビルについては、議員の皆さんも当局のほうもそういう観点からの見解がなかったということで、非常に残念な審議の結果かなと、こう思うわけです。

学校のこの統廃合の問題がまた大きな、中学校の統廃合の問題が大きな課題の一つかと思うんです。これに向けての委員会がそれぞれなされてきて、一定の報告がされているものと思いますが、中学校の統合に伴います通学の問題、そして一部ではバスが廃止せざるを得ないような現状が一方であると。これらの課題を当市の大きな課題として解決をしてまいらなければならないという現状が目に見えていると思うんですけれども、やはりそういう意味での学校を1校にするというのは、結果的にコミュニティーを破壊をするということにならざるを得ないと思いますし、人口増を取り組まないと、人口が減るんだから学校1つにしてもいいんだと、こういうことにつながりやすいと思うんですけれども、学校を1つにすること、中学校を1つにすることによるコミュニティーの破壊につながるという、こういう認識やそれに対する対策というものの問題提起をされたのか、されなかったのか、そういう議論があったのかどうなのか含めてお尋ねをしたいと思います。

○議長（竹内清二君） 副委員長。

〔総務文教副委員長 進士為雄君登壇〕

○総務文教副委員長（進士為雄君） 統括管理官でしたか、その件については税務課との関連もありますので、税務課もうちのほうの所管になりますので、そこでも議論したんですけれども、まず、30年、31年ですか、それは県からのその統括の管理官を置いてやっていこうと。その後については独自でやっていく方向もありますし、さらにまた呼ぶかと。当然その県の派遣の方からノウハウを受けて、自分たちも専門的にさらに向上していこうという取り組みでもあるわけで、そういう中で30年、31年は統括を置いてやっていこうと、県から派遣をいただこうと、その後についてはまだ未定だと。

ただ、例えば市独自で統括を置くか、置かないかという議論もあろうかと思えますけれども、その辺についてはまだ先の話でちょっと未定だというような議論じゃなかったかというふうに思います。

それと、中学校の再編にかかわる通学路については本会議等でもいろいろ議論されまして、その辺について話が、当委員会のほうでは具体的には出てきませんでした。防災の関係も含めて、小山田からのいわゆる道、その階段がなかなかおりにくいというお話の中で、そこをいわゆる縦貫道の絡みもあるんですけれども、縦貫道がそこに来るのはまだ10年、長けれ

ば20年も先になりますので、そこを当面の通学路にしたらいんじゃないかというような提案も議員の中にはありました。ただ、それについてどうするかという決定的な答弁というか回答はなかったというふうに思います。

あと、防災ビルですか、防災ビルについては、先ほど言ったような形で議論はなかったと。以上です。

○議長（竹内清二君） ほかに質疑はございませんでしょうか。

3番 橋本智洋君。

○3番（橋本智洋君） すみません。1点。

0247事業の新規でシモダ大学（仮称）でございます。こちらのほう、過日1回目、前段で講演会のようなものをやりまして、昨日も行いました。また新たに来年度そのような取り組みをされていくのかなと思うんですが、その辺の計画とか概要とかというのは具体的に上がりましたでしょうか、その辺お聞きしたいです。

○議長（竹内清二君） 副委員長。

〔総務文教副委員長 進士為雄君登壇〕

○総務文教副委員長（進士為雄君） シモダ大学です、（仮称）シモダ大学については、基本的には予算書だけで講師とか講師謝礼とか何ですか、運営に関する事業費があるんですけども、内容が見えないので、企画書、いわゆる事業計画みたいなものの資料を提出していただいて、委員会の中でそれを見て議論になったわけですけども、1つは、その費用の中での講師を含めた金額について、ちょっとまだまだ実施に向けてに対してはちょっと、何だろう、疑問があったというような中で、精査しなさいといか、精査をするべきではないかというような意見がありました。

そのほかには、内容についてのどうのこうのという議論はなかったかと思えます。

以上です。

○議長（竹内清二君） 3番 橋本智洋君。

○3番（橋本智洋君） わかりました。ありがとうございます。

○議長（竹内清二君） ほかに質疑はございませんでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（竹内清二君） なければ、これをもって総務文教副委員長に対する質疑を終わります。

以上で委員会報告と質疑は終わりました。

これより各議案について討論、採決を行います。

まず、議第15号 指定金融機関の指定についてを討論に付します。

まず、本案に対する反対意見の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（竹内清二君） 討論はないものと認めます。

採決いたします。

本案に対する委員長の報告は原案可決であります。本案は委員長の報告のとおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（竹内清二君） ご異議はないものと認めます。

よって、議第15号 指定金融機関の指定については、委員長の報告のとおり、これを可決することと決定いたしました。

次に、議第16号 字の区域の変更についてを討論に付します。

まず、本案に対する反対意見の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（竹内清二君） 討論はないものと認めます。

採決いたします。

本案に対する委員長の報告は原案可決であります。本案は委員長の報告のとおり決することにご異議はございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（竹内清二君） ご異議はないものと認めます。

よって、議第16号 字の区域の変更については、委員長の報告のとおり、これを可決することと決定いたしました。

次に、議第17号 下田市指定居宅介護支援等に係る事業者の指定に関する基準並びに事業の人員及び運営に関する基準を定める条例の制定についてを討論に付します。

まず、本案に対する反対意見の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（竹内清二君） 討論はないものと認めます。

採決いたします。

本案に対する委員長の報告は原案可決であります。本案は委員長の報告のとおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（竹内清二君） ご異議はないものと認めます。

よって、議第17号 指定居宅介護支援等に係る事業者の指定に関する基準並びに事業の人員及び運営に関する基準を定める条例の制定については、委員長の報告のとおり、これを可決することと決定いたしました。

次に、議第18号 下田市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを討論に付します。

まず、本案に対する反対意見の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（竹内清二君） 討論はないものと認めます。

採決いたします。

本案に対する委員長の報告は原案可決であります。本案は委員長の報告のとおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（竹内清二君） ご異議はないものと認めます。

よって、議第18号 下田市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定については、委員長の報告のとおり、これを可決することと決定いたしました。

次に、議第19号 下田市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを討論に付します。

まず、本案に対する反対意見の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（竹内清二君） 討論はないものと認めます。

採決いたします。

本案に対する委員長の報告は原案可決であります。本案は委員長の報告のとおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（竹内清二君） ご異議はないものと認めます。

よって、議第19号 下田市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定については、委員長の報告のとおり、これを可決することと決定いたしました。

次に、議第20号 下田市子ども医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例の制定に

ついてを討論に付します。

まず、本案に対する反対意見の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（竹内清二君） 討論はないものと認めます。

採決いたします。

本案に対する委員長の報告は原案可決であります。本案は委員長の報告のとおり決することにご異議はございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（竹内清二君） ご異議はないものと認めます。

よって、議第20号 下田市子ども医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例の制定については、委員長の報告のとおり、これを可決することと決定いたしました。

次に、議第21号 下田市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定についてを討論に付します。

まず、本案に対する反対意見の発言を許します。

13番 沢登英信君。

〔13番 沢登英信君登壇〕

○13番（沢登英信君） 議第21号 下田市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について、反対の討論をさせていただきます。

平成27年5月、持続可能な医療保険制度を構築するため、国民健康保険法等の一部改正がなされたわけであります。これは、医療保険制度の財政基盤の安定、負担の公平、医療適正化の推進のための措置をすると、こういうことではありますが、平成30年度より、皆さんご案内のように県がこの財政の運営をすると、国保を運営するという改正が大きなポイントになっていようかと思うわけであります。県はその責任主体となり、制度の安定化を図るためにこの制度がなされると、こうしているところであります。

下田市では、従来の課税方式4方式を、資産割をなくしまして3方式にすると、こういう方針を打ち出したわけであります。応能分が所得割と資産割、そして応益分が均等割と平等割。均等割というのは、ご案内のように人員割であります。平等割は世帯割だと、こういうことですが、所得割5.5%、県は標準の保険料として5.4%、0.07%下田市のほうが現行は高いという状態になっているわけであります。これを5.1%に引き下げる案、結果として0.4ポイント引き下げるんだと、所得割は。

資産割は、固定資産税等の32%であったものを廃止をすると、ゼロにするというわけであり、△の32%だと。均等割は、2万5,300円を、県の標準の数字は2万766円、これを改正案で下田市は1万9,300円、いわゆる6,000円引き下げる。そして、平等割は、2万600円を、県は1万4,945円にのしなさいと標準の数字を示しておりますが、これに対して1万3,900円、6,700円引き下げるんだと、いわゆるこの標準表で改定率は25%の引き下げ率になるというわけであります。

引き下げることが問題ではなくて、どういうわけで引き下げるような結果を招いたのかと、ここに大きな問題点があると思うわけであります。そして、この引き下げ率は、単身所得が500万円以上ある方が6万2,200円から所得が33万円程度しかない方が6,000円の減になると、4人世帯で年額8万6,300円から1万3,200円の引き下げになるんだと。1人当たりの平均の数字を見ますと、2万6,758円の引き下げ、28.3%の引き下げになると。

こういうことができるということは、どういうことであったのかと。当市のこれまでの国税の徴収がいかに過重であったかと、こういうことを端的に示しているのではないのでしょうか。本年度末の積立金が、いわゆるサービスしないで市民から徴収した税金が5億1,100万になると、こう言っているわけであります。まさに市民から徴収をし過ぎたというお金が5億円を超していると。本来であれば医療サービスや健康を保持するためのサービスに使われる金が使われずに積み立てられていたという、こういう結果をあらわしているわけであります。

この30年度予算におきましては、この5億1,100万円のうちの約1割、10%を繰り入れると、5,100万円を繰り入れるんだということでありますが、積立金に残すお金は4億5,000万からの金が積み立てられるということになるろうかと思えます。さらに、今年度の決算状況を推定するに、1億円からのこの残金が出るであろうと。そうしますと、その2分の1、約5,000万を積んだとしましても、総額では5億円を超える積立金が想定がされるわけであります。

そして、この5億円を超えるお金というのは、平成30年度において下田市が県に払うべき、市民から徴収して県に交付すべき金額が5億687万円ですから、まさに1年分の保険料に該当する積立金があると、こういう実態になっていようかと思うわけであります。このお金は、市民のサービスに使うか市民に戻すか、そういうことをすべきお金であって、積んでおくべきお金ではないと私は思います。例えば、18歳未満の方の均等割1万9,300円を徴収をしないとか、あるいは平等割の、いわゆる世帯割の1万3,900円を徴収をしない、そのような措

置や健康づくりのための事業に使うべきであると思います。

ところが、この会計は、ご案内のように、そのような事態にはなっていないと。市が運営してきたものを県に運営主体がかわると、こういう中で5億円からのお金をどうしようかと、1割の5,000万円をとりあえず使おうかと、この根本的な姿勢が、予算を組む市当局の姿勢が全く変わっていないわけであります。

この医療保険の原則は、その年度の医療サービスはその年度の徴収した国保税等で賄うと、これが原則であります。2年後、3年後、あるいは10年後のために今徴収してためておくというような制度は原則ではありません。まさに脱法的な方法だともいえるのではないのでしょうか。

このような国保の原則が守られていない予算は、大変な値下げ案を含んで評価できる部分もないわけではありませんが、より一層の改善を求めるという観点から、下田市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定に反対をするものでございます。

以上です。

○議長（竹内清二君） 次に、賛成意見の発言を許します。

6番 小泉孝敬君。

〔6番 小泉孝敬君登壇〕

○6番（小泉孝敬君） 議第21号に対し、賛成の立場から意見を述べさせていただきます。

下田市国民健康保険税条例の一部改正については、平成30年度から財政安定化のため、負担の公平化等を重点に県が主体となり標準額を決定し、市が徴収することになりますが、市は、人口減であり税収が減っている一方、高齢化が進んで医療費が増加傾向にあります。約5億円の基金があり、今回の税率を見直すにおいて資産割がなくなり、全体の納税額は減額されています。よって、今回の改正は適当で妥当と思われるので、この条例に賛成いたします。

以上であります。

○議長（竹内清二君） ほかに討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（竹内清二君） これをもって討論を終わります。

採決いたします。

ご異議がありますので、本案は起立によって採決いたします。

本案に対する委員長の報告は原案可決であります。本案は委員長の報告のとおり決するこ

とに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（竹内清二君） 起立多数であります。

よって、議第21号 下田市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定については、委員長の報告のとおり、これを可決することと決定いたしました。

次に、議第22号 下田市国民健康保険診療報酬支払準備基金の設置、管理及び処分に関する条例の全部を改正する条例の制定についてを討論に付します。

まず、本案に対する反対意見の発言を許します。

13番 沢登英信君。

〔13番 沢登英信君登壇〕

○13番（沢登英信君） 議第22号 下田市国民健康保険診療報酬支払準備基金の設置、管理及び処分に関する条例の全部を改正する条例の制定について、反対の意見を述べさせていただきます。

これは、下田市国民健康保険事業基金条例を新たに定めるというものであります。

第1条、健全な財政運営に資するため基金を設置するとしておりますが、具体的に基金というものであれば、幾らが必要かと、幾らぐらいが必要かということは当然つくるときに想定をするものであります。そして、その基金は何のために積んで何に使うんだと、こういうことが定めてまいるわけであります。

そして、第2条で、この基金にはいわゆる残額の、サービスと市民から集めた税額の残額の2分の1以上を毎年々積み立ててまいるというわけであります。したがって、現在のこの状況から考えますと、当初4億5,000万、あるいは5億円からの積立金がなされると、こういうことが想定されるわけであります。そして、毎年々何千万かのお金がこの基金に積み立てられていくだろうということが想定できようかと思うわけであります。

したがって、この5条では、国保のために使うのではなく繰替運用と、一般会計等の資金ショートした場合にこのお金を使ってもいいんだと、こういう条項も組み入れているわけであります。

第6条で、国民健康保険事業、この特別会計の財源不足と市長が必要と認める国民健康保険事業の経費の財源に充てることができる、こう規定をしておるわけではありますが、これらの財源不足は、県が運営するこの制度の中で財源不足への対応をする貸し付け制度を含めた制度が検討されているわけであります。これらが不十分であれば、国・県に、特に県にそ

の制度をきっちりと求めていくということが必要な姿勢であると思うわけであります。

市長が必要と認める国民健康保険事業とは、何を予定をしておるのかと、具体的に明確にされてまいっておりません。

このような市民に過分の負担をかけるようなことがないように、そのような配慮がされているかといいますと、そのような配慮は全くないと、先ほどの国保の運営の値上げに準じたものの考え方をしていると、こう言わざるを得ないと思うわけであります。

そのような観点から、この基金条例は十分に検討をし直す必要があると、こういう観点から反対をするものでございます。

○議長（竹内清二君） 次に、賛成意見の発言を許します。

6番 小泉孝敬君。

〔6番 小泉孝敬君登壇〕

○6番（小泉孝敬君） 議第22号 下田市国民健康保険診療報酬支払準備基金の設置、管理及び処分に関する条例の全部を改正する条例の制定について、賛成の立場から意見を述べさせていただきます。

診療報酬は、昨今の急激なインフルエンザ増や高齢化に伴い成人病の増加や高額医療費等、予期せぬ給付増が生ずるケースが多々あります。

今後数年間は、財政及び税率の安定化のためには、現在、計画されている基金の積み立てはやむを得ないものと思います。よって、この条例に賛成いたします。

以上です。

○議長（竹内清二君） ほかに討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（竹内清二君） これをもって討論を終わります。

ご異議がありますので、本案は起立によって採決いたします。

本案に対する委員長の報告は原案可決であります。本案は委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（竹内清二君） 起立多数であります。

よって、議第22号 下田市国民健康保険診療報酬支払準備基金の設置、管理及び処分に関する条例の全部を改正する条例の制定については、委員長の報告のとおり、これを可決することと決定いたしました。

ここで10分間休憩いたします。

午前10時58分休憩

午前11時 8分再開

○議長（竹内清二君） 休憩を閉じ会議を再開いたします。

次に、議第23号 下田市後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを討論に付します。

まず、本案に対する反対意見の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（竹内清二君） 討論はないものと認めます。

採決いたします。

本案に対する委員長の報告は原案可決であります。本案は委員長の報告のとおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（竹内清二君） ご異議はないものと認めます。

よって、議第23号 下田市後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例の制定については、委員長の報告のとおり、これを可決することと決定いたしました。

次に、議第24号 下田市介護保険条例の一部を改正する条例の制定についてを討論に付します。

まず、本案に対する反対意見の発言を許します。

13番 沢登英信君。

〔13番 沢登英信君登壇〕

○13番（沢登英信君） 議第24号 下田市介護保険条例の一部を改正する条例の制定について、反対の討論をさせていただきます。

介護保険事業につきましては、平成10年の開始から18年を経過しようとしているわけであり、そして、平成30年度から平成32年度までの3カ年を単位として、第7期の計画期間が始まります。30年度は初年度となるものであります。

平成29年度には、皆さんもご案内のように法改正がありました。介護予防給付のうち介護予防訪問介護及び介護予防通所介護等が地域支援事業に移行しているわけであり、いわゆる要支援1、2、要介護1、2の対象者が介護保険からの適用外になると、外されてまい

っているわけであります。したがって、給付費の上昇は、この措置によって緩やかにしよう、抑えようということであろうと思います。

その一方で、エクレシア南伊豆など特別養護老人ホームや認定患者への対応施設への経費が増となると、そして、当局が言っておりますのは、高齢者の対象者が29年度、2,028人が30年度には2,107人、95人増えていると、3年後の32年度には2,403人になると、3年間で375人の対象者増であると、こう予想をしているところであります。そして、高齢化率も40%から41.8%に引き上がってまいると。

したがって、第5段階の比較での数字であります。月額4,900円を5,400円、年額にして5万8,800円を6万4,800円にしたいと、こういう内容であります。年額で6,000円の引き上げであると。この数字が低いか高いかはそれぞれの人の判断するところになろうかと思いますが、近隣の町の東伊豆町につきましては、月額4,840円を4,840円のまま据え置くという決定をしているわけであります。あと、河津町や松崎町、西伊豆町は800円から1,600円の引き上げをしているのも事実でございます。

しかし、下田市の当会計は、1億2,600万からの積立金がこれもあるわけであります。この第7期の3カ年間で1億2,600万のうち5,000万円をこの介護保険事業に繰り入れるとしているわけでありますが、この積立金を使うことを考えれば、下田市におきましても東伊豆町と同様、据え置くことができると私は考えるものであります。

問題は、市民に対して市政がどういう態度をとるか、値上げはできる限りしない、こういう努力をしていくんだと、こういう姿勢をとるのか、お年寄りの数が増えるから値上げしてもいたし方ないんだと、こういう態度をとるかということが判断が求められていようかと思うわけであります。

そして、市民の立場に立つ議員の皆さんが、よもや値上げしてよろしいんだと、このような立場には決して立たないであろうと、こう期待をするところでございます。

このような観点から、実質的な介護保険の値上げ案には反対をするものであります。

以上です。

○議長（竹内清二君） 次に、賛成意見の発言を許します。

6番 小泉孝敬君。

〔6番 小泉孝敬君登壇〕

○6番（小泉孝敬君） 議第24号 下田市介護保険条例の一部を改正する条例の制定については賛成の立場から意見を述べさせていただきます。

少子高齢化、人口減少が続いている下田市は、人口に占める高齢者の割合が、29年度は40%ですが、30年度から徐々にではありますがパーセントは増える。特に団塊世代の境に、30年以降、高齢化率はますます上昇すると予想されます。

それに伴い、介護予防への取り組みを強化しつつも、現在もそうではありますが、要介護者1、2の介護者は増加傾向にあります。特に要支援の人もかなり増えておる現状であります。

このようなことから、全ての介護者に対するサービスの量が増加すると思われれます。よって、今回の一部改正はやむを得ないものであるということで賛成いたします。

以上です。

○議長（竹内清二君） ほかに討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（竹内清二君） これをもって討論を終わります。

ご異議がありますので、本案は起立によって採決いたします。

本案に対する委員長の報告は原案可決であります。本案は委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（竹内清二君） 起立多数であります。

よって、議第24号 下田市介護保険条例の一部を改正する条例の制定については、委員長の報告のとおり、これを可決することと決定いたしました。

次に、議第25号 下田都市計画再開発地区計画武ガ浜地区再開発地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを討論に付します。

まず、本案に対する反対意見の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（竹内清二君） 討論はないものと認めます。

採決いたします。

本案に対する委員長の報告は原案可決であります。本案は委員長の報告のとおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（竹内清二君） ご異議はないものと認めます。

よって、議第25号 下田都市計画再開発地区計画武ガ浜地区再開発地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例の一部を改正する条例の制定については、委員長の報告のと

おり、これを可決することと決定いたしました。

次に、議第26号 下田市営住宅条例の一部を改正する条例の制定についてを討論に付します。

まず、本案に対する反対意見の発言を許します。

13番 沢登英信君。

〔13番 沢登英信君登壇〕

○13番（沢登英信君） 議第26号 下田市営住宅条例の一部を改正する条例の制定について、反対の討論をさせていただきます。

市営住宅につきましては、うつぎ原の市営住宅、当初11戸、現在9戸、そしてこの30年度におきます棟数は4戸となろうかと思えます。5戸を廃止するということでもあります。居住者は1戸しかないと、現在の空き家は8戸があると、こういうことですから、5戸を解体いたしましたとしても、あと3戸解体すべきものがうつぎ原に残っていると、こういうことになろうかと思えます。

また、丸山住宅につきましては、皆さんご案内のように710万からの借地料を払い、80戸当初ありましたものが、現在52戸にしよう。そして52戸のうち20戸しか居住がしていないと、現在の69戸から17戸を解体をしよう、あわせて22戸を解体しようという後ほど予算が出てこようかと思うんですが、そうしますと、人が住んでいない空き家になっております、猫や小動物が入って近所の人困ると、こう言われております市営住宅が丸山住宅に32戸あると、こういうことになっていようかと思えます。

そして、大沢住宅は36戸、上大沢が30戸と、こういう形になっているわけですが、ご案内のように政策空き家の名のもとに長い間放置がされてきたと。そして、現在もこの姿勢は基本的に残念ながら変わっていないと、こういえるのではないかと思います。

現在、丸山とうつぎ原で21戸の世帯の方々が居住をしているわけでありまして。政策空き家として放置するのではなく、この人たちにそれなりの住宅をきっちりと提供していく、こういう姿勢さえ確立することができれば、この廃止方針を進めていくことができると思うわけでありまして。

具体的な計画や代替案をつくらないまま政策空き家の御名のもとに実態は放置をしている。そして内容を見ますと、人が住んでいいのかなと疑問を感じざるを得ないような実態となっている施設ではないでしょうか。

根本的な改善を求める観点から、議第26号 下田市営住宅条例の一部を改正する条例の制

定には反対であります。きっちりとした住宅政策を持ち、住宅を必要としている市民に応えていくという、この基本的な原則をぜひとも確立をしていただきたいと、こう思うわけであります。こういう思いから、この条例に反対をするものであります。

終わります。

○議長（竹内清二君） 次に、賛成意見の発言を許します。

11番 増田 清君。

〔11番 増田 清君登壇〕

○11番（増田 清君） 下田市営住宅条例の一部を改正する条例の制定について、賛成の立場から意見を述べさせていただきます。

最近のこの市営住宅の現状を見ますと、本当に見るに見かねない状況でございます。やはり現状に見合ったこの住宅政策が必要ではないかと思えます。

よって、私は順次この空き家を解体し、なるべく早く地主に返還するということが今求められていると思いますし、これから当局もそういう政策を打っていくと思いますので、この条例に関して賛成といたします。

○議長（竹内清二君） ほかに討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（竹内清二君） これをもって討論を終わります。

ご異議がありますので、本案は起立によって採決いたします。

本案に対する委員長報告は原案可決であります。本案は委員長報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（竹内清二君） 起立多数であります。

よって、議第26号 下田市営住宅条例の一部を改正する条例の制定については、委員長の報告のとおり、これを可決することと決定いたしました。

次に、議第27号 下田市都市公園条例の一部を改正する条例の制定についてを討論に付します。

まず、本案に対する反対意見の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（竹内清二君） 討論はないものと認めます。

採決いたします。

本案に対する委員長の報告は原案可決であります。本案は委員長の報告のとおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（竹内清二君） ご異議はないものと認めます。

よって、議第27号 下田市都市公園条例の一部を改正する条例の制定については、委員長の報告のとおり、これを可決することと決定いたしました。

次に、議第28号 下田市都市公園の設置基準を定める条例の一部を改正する条例の制定についてを討論に付します。

まず、本案に対する反対意見の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（竹内清二君） 討論はないものと認めます。

採決いたします。

本案に対する委員長の報告は原案可決であります。本案は委員長の報告のとおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（竹内清二君） ご異議はないものと認めます。

よって、議第28号 下田市都市公園の設置基準を定める条例の一部を改正する条例の制定については、委員長の報告のとおり、これを可決することと決定いたしました。

次は、議第29号 下田市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例の制定についてを討論に付します。

まず、本案に対する反対意見の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（竹内清二君） 討論はないものと認めます。

採決いたします。

本案に対する委員長の報告は原案可決であります。本案は委員長の報告のとおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（竹内清二君） ご異議はないものと認めます。

よって、議第29号 下田市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例の制定については、委員長の報告のとおり、これを可決することと決定いたしました。

次に、議第30号 平成30年度下田市一般会計予算を討論に付します。

まず、本案に対する反対意見の発言を許します。

13番 沢登英信君。

〔13番 沢登英信君登壇〕

○13番（沢登英信君） 議第30号 下田市一般会計予算につきまして、反対の立場から討論に参加させていただきます。

29年度予算に続きまして、3つの大きな柱を福井市政は立ててまいったかと思うわけであります。

その1つは、観光立市下田にとりまして、観光の推進によって活性化を図っていくと。この柱は昨年が続いて進めていきたいと。この方針について、誰も異論を唱えるものはないかと思えます。

しかし、この予算を見ますと、多くの異論を唱えざるを得ない、こう思うわけであります。

第79回の黒船祭の予算案を取り上げてみましても、300万円の増額をし、1,800万円のこの市からの繰入金金を2,100万円にするのだと。300万円の増額は、金曜日に花火大会をやりたいと、100万円だと。土曜日に手筒花火をするのだと、これまた100万円だと。そしてオープンカー等の無料の借り上げていただけたものがなかなかそうもいかなかったと、これらを合わせて100万と、300万円の増額であると。

総実行委員会の予算は3,450万6,000円予定をしているわけであります。こういう状態の中で、市の補助金が2,100万円、そして寄附金が940万円だと、このような財政のやり方というのは、まさに破綻を来してきているというぐあいには言えるのではないのでしょうか。

黒船祭をこの下田におきます観光の大きなイベントであることは、私も評価をするわけですが、市の大枚をはたいて3日間の花火大会やその他のものに使えばいいんだということではなく、本当の意味での日米親善、このお祭りの発展がどうあるべきかと、こういう観点がまさに欠落をしているのではないのでしょうか。

駐日の大使や自衛隊の責任者の方が下田にお見えになります。そのことは決して否定するものではありませんけれども、そのことによって観光の活性化にどのように結びついていくのか。

それぞれの観光推進のための費用が、観光街づくり推進、あるいは広報観光推進事業、世界一の海づくり、あるいは夏季海岸対策事業と多くの予算を割いてくださっております。しかし、観光客誘客だと言っている一方で、蓮台寺の状況はいかなる状態になっているのかと。

お客さんを迎える旅館街は廃止がされていると、柿崎におきましても同様な現象が見られている。まさにこのようなイベント中心の進め方であってよいと、こういう見解では、今日の衰退する下田市の観光事業を活性化していくことは困難であると、こう言わざるを得ないのではないのでしょうか。根本的な観光の組み立てをし直していかなければならない、こういう時期に差しかかってまいっている、こう指摘できるのではないのでしょうか。

下田市の観光の大きなまた柱であります海水浴場の夏季海岸対策事業であります。下田市白浜におきますこの不法営業行為、これをどのように克服してまいるのか、長年の課題でございます。これらの具体的な取り組みや体制や検討がなされているのか。なしていこうという気概は感ずるわけでありますが、その内容は何ら29年度と変わっていないと、こう指摘をせざるを得ないと思うわけであります。

したがいまして、何とか子育て等や福祉の面の医療費の無料化の問題や、あるいは中学校へのこの入学準備金の交付等や、評価すべき多くの課題もございまして、何とか修正をしたいと、こう考えてまいりましたが、このような根本的な姿勢の部分につきましては、予算の修正で対応ができるような残念ながら事態ではないと、こう言えるのではないかという判断を私は残念ながらしたわけでございます。

そして、やはり人口減に対してどのようなまちづくりをしてまいるのかと、地方創生だと国の呼びかけに対して下田はどう対応していくのかと、過疎の適用を受けて債権の貸付金や起債がしやすくなったと喜んでばかりいられない事態を迎えているのが皆さん、その現状ではないのでしょうか。

後継者がいない、漁業におきましても農業におきましても、そして商業におきましても、旧町を見た限り、まさに今、一生懸命商売をされている方々が、世代を交代をすると後継者がいない、町がなくなってしまうと、こういうことが皆さん、想定をされているのではないのでしょうか。また、できるのではないのでしょうか。

まちづくり応援隊だと、一定の努力を認めないわけではありませんが、このような措置で現状が克服できる状況では残念ながらないのではないかと思うわけであります。

そして、みなとまちゾーンづくりだと、武ガ浜に人がいっぱい集まっていると、だから旧町にその人を呼び込むんだと、こういう現状が果たして皆さん、あるのでしょうか。そもそも武ガ浜の駐車場いっぱいになると、駐車場の活用があるという、こういう状態であろうかと思いますが、この夜間の使用を廃止をすると、こういうことが県は打ち出し、それに市も異を唱えていないと、こういう現状では、やはり観光地としての姿勢が問われますし、人口

減対策をうたいましても、何かむなしさを皆さん感じるのではないのでしょうか。

この地域にいつまでも住み続けることができる、そういうまちづくりをするということは、誰が考えてもまちの百年の計は教育にありと多くの人たちが指摘をするところだろうと思います。ところが、4校ある学校を1校にするんだと、人口が減るからだ、こういう方針を打ち出して何ら痛みも感じない、これはいいことだというような方向で進む市政であってほしくないとは私は思うものであります。

防災の点は、すぐにはなかなか対応できないと、こつこつと生命の安全・安心を積み重ねてまいらなければならないと思うわけであります。

こういう点から見ますと、県道下田南伊豆線の拡幅、避難道路としての整備をしてほしいと市民が要望をしてまいっているかと思いますが、残念ながらこのような要望には、市長は姿勢は前向きの姿勢を示してくださっておりますが、具体的な対応や予算措置は残念ながらなされていないというのが現状ではないのでしょうか。

ポケットパークがまちの流れやまちづくりの大きな活性化につながるとはなかなか判断しにくいのではないのでしょうか。現に、下田橋のもとに三角のポケットパークがございますが、私はそこで街頭から時々街頭演説をさせていただいておりますが、それらの利用客を余り見たことがないというのが現状でございます。

市長が掲げましたこの3つの観光のまちづくり活性化、そして人口減対策、防災の面、多くの点で改めていただきたいと、こういうことがございますので、この平成30年度の下田市一般会計予算については、検討をし直していただく必要があるというこの観点から反対を申し上げるものでございます。

以上です。

○議長（竹内清二君） 次に、賛成意見の発言を許します。

6番 小泉孝敬君。

〔6番 小泉孝敬君登壇〕

○6番（小泉孝敬君） 議第30号 平成30年度下田市一般会計予算について、賛成の立場から意見を述べさせていただきます。

下田市は昨年、過疎地として指定され、この危機を全市民一致団結して打破する、そういったことで市当局もその第一歩としてこの平成30年度の一般予算を計画され、18年ぶりに100億円台になったわけですが、人口減対策、防災、子育て、教育等、市民の生活を守ることを重点に多くの予算を割いているということですが、特にこの予算においては、まさしく

数十年前、数年前から過疎地と言われた稲梓、特にこの地域にも光ファイバー、その他、今、問題になっている買い物弱者、病院行くにどうしたらいいんだろうというお年寄りの悩みを解決するためにも、この30年度、コミュニティーを復活させるためのバス、その他市街地においても観光立市として数々のイベントを打つ積極的な予算を立てていると思います。

しかも、今回、黒船祭においては河内の花火を追加し、特に市職員、民間も大いに参加を求め、市とともに民間が、数多くの民間団体が協力し、何としてもこの数々のイベントを盛り上げて少しでも誘客に役立つようにという、そういった方針で現在も活動しております。

来年度の予算においては、下田市だけではなく、今後、市役所が移転される河内地区、特に蓮台寺地区を昔のにぎわいを取り戻す第一歩として数々の予算も出ているわけですが、全ても何もしなければそのままですし、まず第一歩として多くのイベントもしかり、情報もしかり、特に30年度の予算は情報に関してのかなりの予算を割いて充実させまして、インバウンドに対しての観光振興ということを中心に経済活性化、そういうことに重点に重きを置いている予算だと思います。

以上の点から、私は今回のこの平成30年度下田市一般会計予算に対しては賛成いたします。以上です。

○議長（竹内清二君） ほかに討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（竹内清二君） これをもって討論を終わります。

ご異議がありますので、本案は起立によって採決いたします。

本案に対する委員長の報告は原案可決であります。本案は委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（竹内清二君） 起立多数であります。

よって、議第30号 平成30年度下田市一般会計予算は、委員長の報告のとおり、これを可決することと決定いたしました。

次に、議第31号 平成30年度下田市稲梓財産区特別会計予算を討論に付します。

まず、本案に対する反対意見の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（竹内清二君） 討論はないものと認めます。

採決いたします。

本案に対する委員長の報告は原案可決であります。本案は委員長の報告のとおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（竹内清二君） ご異議はないものと認めます。

よって、議第31号 平成30年度下田市稲梓財産区特別会計予算は、委員長の報告のとおり、これを可決することと決定いたしました。

次に、議第32号 平成30年度下田市下田駅前広場整備事業特別会計予算を討論に付します。まず、本案に対する反対意見の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（竹内清二君） 討論はないものと認めます。

採決いたします。

本案に対する委員長の報告は原案可決であります。本案は委員長の報告のとおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（竹内清二君） ご異議はないものと認めます。

よって、議第32号 平成30年度下田市下田駅前広場整備事業特別会計予算は、委員長の報告のとおり、これを可決することと決定いたしました。

次に、議第33号 平成30年度下田市公共用地取得特別会計予算を討論に付します。

まず、本案に対する反対意見の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（竹内清二君） 討論はないものと認めます。

採決いたします。

本案に対する委員長の報告は原案可決であります。本案は委員長の報告のとおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（竹内清二君） ご異議はないものと認めます。

よって、議第33号 平成30年度下田市公共用地取得特別会計予算は、委員長の報告のとおり、これを可決することと決定いたしました。

次に、議第34号 平成30年度下田市国民健康保険事業特別会計予算を討論に付します。

まず、本案に対する反対意見の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（竹内清二君） 討論はないものと認めます。

採決いたします。

本案に対する委員長の報告は原案可決であります。本案は委員長の報告のとおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（竹内清二君） ご異議はないものと認めます。

よって、議第34号 平成30年度下田市国民健康保険事業特別会計予算は、委員長の報告のとおり、これを可決することと決定いたしました。

次は、議第35号 平成30年度下田市介護保険特別会計予算を討論に付します。

まず、本案に対する反対意見の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（竹内清二君） 討論はないものと認めます。

採決いたします。

本案に対する委員長の報告は原案可決であります。本案は委員長の報告のとおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（竹内清二君） ご異議はないものと認めます。

よって、議第35号 平成30年度下田市介護保険特別会計予算は、委員長の報告のとおり、これを可決することと決定いたしました。

次に、議第36号 平成30年度下田市後期高齢者医療特別会計予算を討論に付します。

まず、本案に対する反対意見の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（竹内清二君） 討論はないものと認めます。

採決いたします。

本案に対する委員長の報告は原案可決であります。本案は委員長の報告のとおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（竹内清二君） ご異議はないものと認めます。

よって、議第36号 平成30年度下田市後期高齢者医療特別会計予算は、委員長の報告のと

おり、これを可決することと決定いたしました。

次に、議第37号 平成30年度下田市集落排水事業特別会計予算を討論に付します。

まず、本案に対する反対意見の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（竹内清二君） 討論はないものと認めます。

採決いたします。

本案に対する委員長の報告は原案可決であります。本案は委員長の報告どおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（竹内清二君） ご異議はないものと認めます。

よって、議第37号 平成30年度下田市集落排水事業特別会計予算は、委員長の報告のとおり、これを可決することと決定いたしました。

次に、議第38号 平成30年度下田市下水道事業特別会計予算を討論に付します。

まず、本案に対する反対意見の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（竹内清二君） 討論はないものと認めます。

採決いたします。

本案に対する委員長の報告は原案可決であります。本案は委員長の報告のとおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（竹内清二君） ご異議はないものと認めます。

よって、議第38号 平成30年度下田市下水道事業特別会計予算は、委員長の報告のとおり、これを可決することと決定いたしました。

次に、議第39号 平成30年度下田市水道事業会計予算を討論に付します。

まず、本案に対する反対意見の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（竹内清二君） 討論はないものと認めます。

採決いたします。

本案に対する委員長の報告は原案可決であります。本案は委員長の報告のとおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（竹内清二君） ご異議はないものと認めます。

よって、議第39号 平成30年度下田市水道事業会計予算は、委員長の報告のとおり、これを可決することと決定いたしました。

◎議会運営委員会の閉会中の継続調査について

○議長（竹内清二君） 次は、日程により、議会運営委員会の閉会中の継続調査についてを議題といたします。

お手元に配付してありますように、議会運営委員会委員長から議会閉会中の継続調査の申し出がありました。

お諮りいたします。

議会運営委員会委員長の申し出のとおり議会閉会中の継続調査に付することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（竹内清二君） ご異議がないものと認めます。

よって、議会運営委員会所管事項調査については、議会閉会中の継続調査に付することと決定いたしました。

○議長（竹内清二君） 以上で、本定例会に付議されました案件の審議は全て終了いたしました。

ここで、市長より発言を求められておりますので、これを許可いたします。

市長。

○市長（福井祐輔君） 申しわけありません、貴重な時間を割いていただきまして。

2月28日から本日まで真剣なご討議をいただきまして、我々から提出した議案全て可決していただきました。大変ありがとうございます。

皆様から頂きましたご要望事項、あるいは意見等につきましては真摯に受けとめさせていただきまして、慎重に吟味して、適正な市政の運営に当たってまいりたいというふうに考えております。

さて、年度末を控えまして、人事異動の件でございますけれども、課長級につきましては中規模程度の異動を、4月1日付の異動を考えております。職員につきましても、将来の能

力向上のために人事異動をさせたいということで、現在、検討中でありまして、3月20日には発表できるような段階に差しかかっております。課長会議で発表する所存でございます。

なお、これが一番重要なんですけれども、3月31日付で定年退職される方が課長級で1名おられます。土屋紀元監査委員事務局長でございます。土屋監査委員事務局長は、29年の長きにわたって在職をされました。このたび3月31日付で定年退職されることになりました。本人から直接ご挨拶、皆様に今までいろいろお世話になりましたので、ご挨拶したいという申し出がございましたので、ぜひ皆様に聞いていただきたいというふうに思います。

以上でございます。

○議長（竹内清二君） この3月31日をもって退職されます監査委員事務局長、土屋紀元君より発言を求められておりますので、これを許可いたします。

○監査委員事務局長（土屋紀元君） 審議終了後のお疲れのところ、貴重な時間をいただきましてありがとうございます。

私、先ほど市長からご紹介がありましたとおり、下田市民文化会館がオープンしました平成元年に奉職いたしまして、最初の配属先が市民文化会館ということで、いきなり文化会館のこけら落としということで、大変貴重な体験をさせていただき、29年間に過ぎてまいりました。

監査委員事務局長といたしましては、皆様の前で発言をする機会はほとんどありませんでしたが、皆様の貴重なご意見、ご要望、質問等を注視し、そして市政全般の業務に精通するように努め、有意義な監査をしてきたと思います。

また、幸いにも、この期間に住民監査請求とか不正とかのトラブルはありませんで、ほっとしている次第でございます。

また、私、多少英語ができたということで、市役所らしからぬ貴重な体験をさせていただき、感謝の思いでいっぱいでございます。

最後に、皆様方のこれからますますのご健勝、ご多幸、そして下田市のさらなる発展を祈念申し上げまして、挨拶とさせていただきます。

どうもありがとうございました。（拍手）

○議長（竹内清二君） ただいまのご挨拶ありがとうございました。席にお戻りください。

退職される土屋局長初め職員の方におかれましては、長年にわたり市政発展のため多大なご尽力をいただき、まことにありがとうございました。今後とも健康には十分留意され、御活躍いただきますことをお願い申し上げます。長い間お疲れさまでございました。

これをもって平成30年3月下田市議会定例会を閉会といたします。
お疲れさまでございました。

午前11時53分閉会